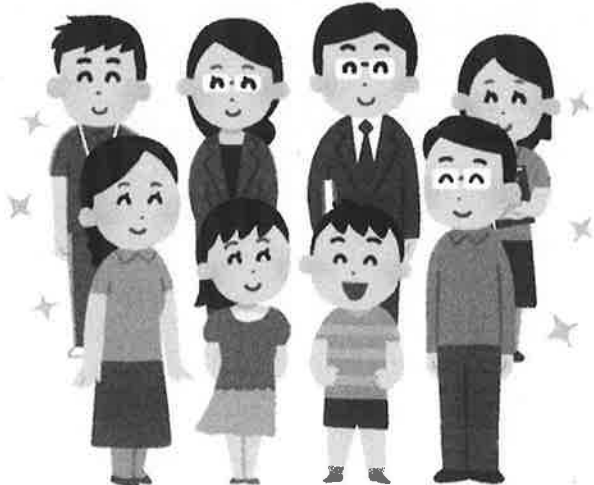


P T A 規 約



横浜市立 新井小学校

Arai Elementary School



横浜市立 新井小学校 P T A規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は「横浜市立新井小学校 P T A」と称し、事務所を新井小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と地域における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針によって活動する。

1. 児童の教育・福祉のために活動する。他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 学校の経営・人事に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、次の通りである。

1. 新井小学校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる者（以下、父母という）。
2. 本校教職員

第5条 会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

第5章 会計

第6条 本会の会計は、会費およびその他の収入をこれに充てる。

1. 会費は、一世帯月額400円とする。
2. 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて執行される。
3. 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
4. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日とする。

第6章 役員

第7条 1. 本会は、次の役員をおく。

- ◎ 会 長：1 名
- ◎ 副会長：2名以上（父母）
- ◎ 会 計：1名以上（父母）
- ◎ 会 計：1 名（教員）
- ◎ 書 記：1名以上（父母）
- ◎ 書 記：1 名（教員）

2. 役員は、人数内で任務を決めずに活動してもよい。

第8条 役員は総会において選出される。ただし、教員においては、新年度の人事後に決定される。

第9条 1. 役員の任期は1年とする。ただし再任を防げない。

2. 一度役員を経験した者は、その後の役員・委員選出を辞退できる。

第 10 条 役員は他の役員を兼任することはできない。

第 11 条 役員の任務は、次の通りである。

- ◎ 会 長：本会を代表し、会務を統括する。総会および運営委員会を召集する。
- ◎ 副 会 長：会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ◎ 会 計：予算に基づいて会計事務を処理し、総会で会計監査を経た決算報告をする。
- ◎ 書 記：本会の活動に関する事項を記録し、書類を保管する。

第 7 章 会計監査委員

第 12 条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第 13 条 会計監査委員は、必要に応じて会計監査を行い、総会で監査報告を行う。

第 14 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を防げない。

第 8 章 候補者推薦委員会

第 15 条 役員および会計監査委員の候補者を推薦するため候補者推薦委員会をおく。

なお、候補者推薦委員会は選挙管理委員会を兼ね、選挙に関する一切の事務を行う。

第 16 条 候補者推薦委員会は、4・5・6各学年より2名、教職員より2名、運営委員より2名をもって構成する。

第 17 条 候補者推薦委員は、自ら候補者になることはできない。

第 18 条 候補者推薦委員会の任務は、次の通りである。

1. 役員の立候補を受け付ける。ただし、公示期間内に立候補の申し出がない場合は、推薦活動に移行する。
2. 候補者を推薦し、氏名を会員に知らせる。
3. 募集最低人数に達しない場合は、運営委員会で協議した適切な方法で、役員・委員未経験者より活動に必要な人数を総会までに選出する。

第 19 条 役員の候補者は総会において承認を得る。この承認と同時に候補者推薦委員会は解散する。

第 9 章 総 会

第 20 条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成する。

第 21 条 定期総会は、年度初め及び年度末に開き、次のことを行う。

なお、年度末総会については、候補者推薦委員会報告以外の議案がない場合は、会員の直接参加による総会にかえて、文章による総会(書面総会)とすることもできる。

1. 年度初め総会
 - (1) 前年度活動報告
 - (2) 前年度決算報告
 - (3) 年間活動計画の審議
 - (4) 予算審議
 - (5) その他の審議
2. 年度末総会
 - (1) 候補者推薦委員会報告
 - (2) その他の審議

第 22 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があったとき役員がこれを召集する。

第 23 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席で成立する。ただし、委任状を認める。

総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 24 条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第 10 章 運営委員会および特別委員会

第 25 条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員・各常任委員会の正副委員長および学校長・教員代表をもって構成し、毎月 1 回の委員会を開くことを原則とする。

第 26 条 特別な事項について必要のある場合には、特別委員会を設けることができる。

特別委員会は、その任務の終了したとき解散する。

第 27 条 運営委員会の任務は、次の通りである。

1. 総会の決定に基づく、本会の運営に関することを審議検討する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. 運営委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛成で定める。
4. その他、本会の目的達成のために必要な事項の検討・調整を行う。

第 11 章 役員会

第 28 条 役員会は、運営委員会に対する議案を作成する。また各常任委員会活動の調整を図る。

第 29 条 役員会は、必要に応じて召集される。議決は原則として全会一致とする。

第 12 章 常任委員会

第 30 条 本会の活動に必要な事項について、企画・執行するために次の常任委員会をおく。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 地区校外委員会

第 31 条 各常任委員会の構成は、次の通りである。

1. 学年委員会・広報委員会は、各学年に学級数に応じた人数選出し、各委員会に所属する。
2. 各常任委員会は、委員長・副委員長を選出する。また委員長・副委員長を務めた者は、以降のその役職を辞退できる。
3. 教員は、分担してそれぞれの委員会に所属する。
4. 地区校外委員会は、新井小学校の学区を以下のようにわけ。
 1. 千丸台地区
 2. 新井第一地区
 3. 新井第二地区
 4. 千歳・上菅田・新井地区

(1) 各地区は、いくつかの班にわけることができ、各班から地区校外班長を選出する。地区の児童数により複数名でも可とする。また各地区 1 名の委員を選出する。

(2) 地区校外委員会に限り、各地区委員から委員長・副委員長を選出する。

(3) 班の増減は、運営委員会で定めることができる。

第 32 条 各常任委員会は、それぞれのことを行う。

1. 学年委員会

学年相互の連絡調整を行い、会員の親睦を図る。また児童および会員の保健・衛生・福祉などの向上を図る。学校教育活動に協力する。

2. 広報委員会

P T A 活動を盛んにするための会報などを企画・発行し、会員相互の理解を深める。

3. 地区校外委員会

校外における児童の安全と健全な環境の整備を図る。

第 33 条 正副委員長および委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を防げない。

第 13 章 細 則

第 34 条 この会の運営・活動に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第 14 章 改 正

第 35 条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

改正案は、総会の一週間前までにその内容を全会員に知らせなければならない。

第 15 章 個人情報取扱

第 36 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 37 条 本会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 16 章 付 則

第 38 条 この規約は、平成 1 2 年度に全面改正し、平成 1 3 年 4 月 1 日より施行する。

付 記

1. 本会則は、平成 1 4 年 4 月 1 9 日に第 1 回改正を行い、同日より施行する。

(第 7 章_第 12 条)

2. 本会則は、平成 1 5 年 3 月 1 3 日に第 2 回改正を行い、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。

(第 12 章_第 31 条-2、第 31 条-4)

3. 本会則は、平成 1 7 年 3 月 1 1 日に第 3 回改正を行い、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。

(第 8 章_第 16 条)

4. 本会則は、平成 1 9 年 4 月 2 0 日に第 4 回改正を行い、同日より施行する。

(第 6 章_第 7 条、第 8 条)

5. 本会則は、平成 2 0 年 3 月 5 日に第 5 回改正を行い、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

(第 8 章_第 16 条、第 12 章_第 31 条)

6. 本会則は、平成 2 1 年 3 月 4 日に第 6 回改正を行い、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

(第 12 章_第 31 条)

7. 本会則は、平成22年3月4日に第7回改正を行い、平成22年4月1日より施行する。
(第8章_第16条、第12章_第31条)
8. 本会則は、平成22年5月17日に第8回改正を行い、同日より施行する。
(第12章_第30条・第32条)
9. 本会則は、平成23年3月4日に第9回改正を行い、平成23年4月1日より施行する。
(第12章_31条)
10. 本会則は、平成24年3月1日に第10回改正を行い、平成24年4月1日より施行する。
(第12章_第30条・第32条)
11. 本会則は、平成28年3月9日に第11回改正を行い、平成28年4月1日より施行する。
(第12章_第31条)
12. 本会則は、平成29年4月21日に規約追加を行い、平成29年5月31日より施行する。
(個人情報改正による個人情報取扱規則作成)
13. 本会則は、平成29年7月13日に第12回改正を行い、平成29年9月1日より施行する。
(第6章_第7条・第9条、第8章_第18条・第19条、第9章_第22条、第11章_第28条・第29条、
第12章_第31条、新第15章「個人情報規則追加」、新第16章)

細 則

第 1 条 欠員の補充

1. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で補充する。任期は前任者の残任期間とする。
2. 運営委員会に欠員が生じた場合は、各委員会で補充する。
3. 常任委員に欠員が生じた場合は、各学年で補充する。

第 2 条 慶弔金

1. 慶事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
 1. 職員（会員）の結婚に対しては、10,000 円の祝い金を贈る。
2. 弔事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
 1. 児童死亡の場合、10,000 円と供花
 2. 会員死亡の場合、10,000 円と供花
 3. 職員（会員）死亡の場合、10,000 円と供花
 4. 職員（会員）家族死亡の場合、5,000 円
※ここでの家族とは、実父母・同居父母・子・配偶者とする。
3. 見舞いの場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
 1. 児童の 1 ヶ月以上にわたる傷病による入院の場合は、5,000 円の見舞金を贈る。
 2. 職員（会員）の 1 ヶ月以上にわたる傷病による入院の場合は、5,000 円の見舞金を贈る。
4. 災害見舞いの場合は、状況により役員会で協議する。
5. 職員（会員）の転退職については、5,000 円の餞別と花束を贈り、慰労の意を表す。
6. 役員および委員が任期を果たしたとき、謝礼を贈る。

第 3 条 付則

1. この細則に定めない事項および緊急を要する事項に関しては、役員会で協議し運営委員会に報告する。
2. この細則は、運営委員会において出席者の過半数の承認により改正することができる。
3. この細則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

付 記

1. 本細則は、平成 23 年 4 月 1 日に第 1 回改正を行い、同日より施行する。
(第 2 条)
2. 本細則は、平成 29 年 7 月 6 日に第 2 回改正を行い、同日より施行する。
(第 1 条、第 2 条-2)
3. 本細則は、令和 5 年 1 月 25 日に第 3 回改正を行い、同日より施行する。
(第 2 条-1)